

東北文教大学履修規程

(目的)

第1条 この規程は、東北文教大学学則（以下「学則」という。）第28条、第29条、第30条、第35条及び第36条の規定に基づき、授業科目の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(履修の方法)

第2条 履修する授業科目は、各学期の履修登録期間内に、履修登録手続きをしなければならない。

2 履修科目確定後の変更は原則として認めない。

(履修科目の取消し)

第3条 履修科目のうち、事情によって履修取消しをする場合は、定められた期間内に所定の願出用紙に、その科目的担当教員、教務委員の認証を経た後、学務課に提出しなければならない。ただし、いったん履修を取消した科目は、当該学期内の再履修を認めない。

(標準修得単位数)

第4条 1年間の標準修得単位数は、31単位とする。

(履修登録単位数の上限)

第5条 学則第29条第3項により、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、46単位とする。

(履修登録単位数の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、直前の学期のGPA（第12条に規定）が3.0以上であった場合には、次の学期を含む1年間の履修登録単位数の上限を4単位加算することができる。

2 前条の履修単位数に含めない科目（上限除外科目）については、別に定める。

(履修の順序)

第7条 科目名の後にローマ数字がある科目は、原則として、数字の順に従って履修しなければならない。

2 原則として、「卒業研究」を履修する場合は「課題研究」の単位認定を受けていなければならない。

3 3年次編入生を除き、原則として「課題研究」を履修する場合は「基礎ゼミⅠ」と「基礎ゼミⅡ」の単位認定を受けていなければならない。

(履修放棄)

第8条 履修が確定した科目の履修を放棄する場合は、欠席回数が5回以内の段階で、授業担当教員、教務委員の認証を経た後、所定の用紙を学務課に提出しなければならない。なお、履修放棄の届け出ができるのは、成績通知日の前までとする。

(履修不履行)

第9条 事故、病気、怪我などの予測不能な事態によって単位取得が困難になった場合、学科会議での協議により履修不履行を認めることがある。なお、履修不履行の認定を求める場合は、学生自身がその旨を学科に対して申請しなければならない。

(単位認定)

第10条 履修科目的単位は、原則として、次の各号を充足した者について認定される。

1. 授業時数3分の2以上出席した者
2. 単位認定試験（筆記試験、実技試験、レポート、論文、作品などを含む。以下同じ。）において合格点に達した者
3. 学費等必要経費を各学期の納入期限までに完納した者
ただし、延納・分納の手続きをした場合は、前期は8月第1金曜日、後期は2月第1金曜日までに学費等を完納した者

(成績の評価)

第11条 成績評価は次のようにする。

合 格						不 合 格	
S	100点～90点	A	89点～80点	B	79点～70点	C	69点～60点
D	59点以下						

(総合成績評価と学修到達度評価)

第12条 前条の成績の評価に対して次のとおり Grade Point (以下「G P」という。)

($G P = (得点 - 55) \div 10$) を設定し、履修科目のG Pの平均 Grade Point Average (以下「G P A」という。) を算出し、総合成績評価を行う。

評価	得点	合否	G P	備 考
S	100点～90点	合格	4.5～3.5	
A	89点～80点		3.4～2.5	
B	79点～70点		2.4～1.5	
C	69点～60点		1.4～0.5	
D	59点以下	不合格	0	
出席不足	—	—	0	
放棄	—	—	—	
履修不履行	—	—	—	
N	—	合格	—	他大学などで取得した単位

2 G P Aを算出する基準は、次のとおりとする。

$G P A = (科目のG P \times 科目の単位数) の合計 \div (履修取消し科目 \cdot 履修放棄科目 + 履修不履行科目 + 他大学で取得した単位及び履修放棄科目を除いた総登録科目の単位数)$

3 成績証明書には、G P Aは明記しない。

4 履修科目のG Pを利用した学修到達度シートを作成し、学修到達度評価を行う。

5 学修到達度シートは年度毎に作成し、学生に配付する。

(単位認定試験)

第 13 条 単位認定試験については、東北文教大学単位認定試験に関する規程による。

(追試験)

第 14 条 東北文教大学単位認定試験に関する規程第 7 条第 1 項により、追試験が認められる。

2 追試験を受けようとする者は、指定の期間内に指定用紙に事項を記入後、学務課に提出しなければならない。なお、追試験による成績評価は、最高 100 点とする。

(不正行為)

第 15 条 単位認定試験等における不正行為については、単位認定試験における不正行為者の取り扱いに関する内規により処分するものとする。

(成績評価の疑義申し立て)

第 16 条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、「学生による成績確認申し立てに関する取扱事項」による。

(進級要件)

第 17 条 進級するための要件は、原則として以下のとおりとする。

1. 2 年次に進級するためには、10 単位以上修得しなければならない。
2. 3 年次に進級するためには、40 単位以上修得しなければならない。
3. 4 年次に進級するためには、82 単位以上修得しなければならない。

(退学勧告)

第 18 条 休学期間を除いて 5 年以上在学する者で、修得単位数が 82 単位未満、かつ前年度の GPA が 0.5 未満の者には、学部長が退学を勧告する。

(規程の改廃)

第 19 条 本規程の改廃は、教授会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。なお、この規程は平成 31 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の規程を適用する。

この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。なお、この規程は令和 3 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の規程を適用する。